

11 法務の国際化と日本弁護士の変容と課題

—外弁法改正や法整備支援の経験から考える

上 柳 敏 郎

序 本稿の目的

I 法律事務所の英米化とその背景

- 1 外弁法改正
- 2 英米大手事務所の進出
- 3 国内事務所の大型化
- 4 経済・社会的ニーズ

II 日本弁護士の変容の危険性と対抗軸

- 1 変容の危険性
- 2 多元性の要否とその軸

III 法・司法分野の国際協力における日本の役割

- 1 日本の法整備支援の特徴
- 2 政府間協力と弁護士間、市民間協力

序 本稿の目的

本稿は、第1に、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律の改正(2005年4月施行)、同改正前後の英米大手法律事務所の日本進出状況、国内法律事務所の大型化の実際と、これら変化の社会・経済的背景を検討したうえ、第2に、このような日本の弁護士職をめぐる変化の功罪ないし可能性と危険性を、法務の英米一元化と多元性の拮抗という観点から考察し、第3に、法・司法分野の国際協力(法整備支援等)において日本の法律家が貢献

すべき役割（ないし比較優位）について、同じく法務の英米一元化と多元性の拮抗と関連づけて、指摘しようとするものである⁽¹⁾。

I 法律事務所の英米化とその背景

1 外弁法改正

(1) 改正の概要—雇用と共同事業の規制撤廃

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律（以下「外弁法」という。）は、2003年7月25日改正公布され（平成15年法律128号）、2005年4月1日に全面施行された。

この改正は、第1に、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を解禁し、第2に、外国法事務弁護士と弁護士（以下、「弁護士」とは日本の法曹資格を有し弁護士登録をしている者のことをいう。）との共同事業（外国法共同事業）を自由化するものであった（外弁法49条の全面改正）。

同改正前の外弁法49条1項は、「外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。」と規定し、同条2項は、「外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士若しくは弁護士法人と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士若しくは弁護士法人が法律事務を行って得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。」と規定していた。これに対し、同改正は、両規定を全面的に削除した。

つまり、第1に、改正前外弁法49条1項の削除により、外国法事務弁護士が弁護士を雇用できることになった。これを弁護士側からみると、外国法事務弁護士のアソシエイトないしイソ弁となりうることになった。

ここで、外国法事務弁護士とは、外国弁護士資格を有したうえで、日本国法務大臣の承認をうけ、かつ、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）の名簿に登録している者であり（外弁法2条3号）、その事務所は外国法事務弁護士事務所である（外弁法45条1項）。また、「外国法事務弁護士は、前条第1項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行ってはならない。」と

規定する外弁法4条は変わっていないので、外国法事務弁護士は同改正前後を通じて日本法を取り扱うことはできない。この外弁法4条の趣旨の制度的保障のために、改正後外弁法49条は、権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令を禁止した。

ところが、外国法事務弁護士は、外国の事務所（外弁法45条2項の「所属事業体」。）に所属していても構わない。したがって、外国法事務弁護士は、一方で、その所属事業体の経営者（パートナー）又は被用者（アソシエイト）の地位にありつつ、他方で、弁護士を雇用して、同弁護士の日本法取扱いを含む役務の提供を受けることができ、外弁法4条や同49条等に反しない限り同弁護士に対して雇用契約上指揮命令できることになる。

なお、弁護士は、従来より日本法上、外国法事務弁護士を雇用することができ、また、外国法も含め取扱い法律事務の範囲（権限）に制限はない。

第2に、外国法事務弁護士と弁護士との共同事業について、従来は原則禁止で、例外的に許容される形態として事業目的が法律上外国法等に限定される「特定共同事業」制度があった（改正前外弁法49条の2）。これに対し、改正前外弁法49条2項の削除により、外弁法4条及び改正後外弁法49条の2（外国法共同事業における不当関与の禁止）等に反しない限り、共同事業や利益分配が自由となった⁽²⁾。

（2）改正の経過

外弁法改正の是非をめぐる議論の場となったのは、司法制度改革審議会（会長佐藤幸治教授。最終報告は2001年6月。）⁽³⁾及び司法制度改革推進本部国際化検討会（座長柏木昇教授。主な議論は2002年1月から同年11月）であった⁽⁴⁾。

従来の外弁法改正は、外国からの要請を受けて、概ね法務省と日弁連の協議、外務省と英米政府の協議を軸に議論されたのに対し、今回の外弁法改正は、司法制度改革の枠組みの一環として、法務省及び日弁連関係者以外を多数含む検討会の場で議論されたわけである。この検討会における議論という形態は、今次司法制度改革の特徴であり、法曹三者だけでなく国民や利用者のニーズや意見を聞くという点では良いが、委員の人选は必ずしも透明とは

いえず、また、外国法事務弁護士事務所や渉外法務実務の現場を知らずに議論が進むこと等には大きな不安を感じた。

そして、国際化検討会第12回検討会（2002年11月21日）において、司法制度改革推進本部事務局は、外国法事務弁護士のみによる弁護士の雇用（「単独雇用」と称された。）も認めるとの第1案と、弁護士と外国法事務弁護士の両者共同による弁護士の雇用（「共同雇用」と称された。）のみを認めるとの第2案とを示して、同検討会委員の意見を求めた。これに対し、多数（7名。外務省及び法務省出身者委員を含む。）が単独雇用を含む全面解禁を是とし、単独雇用反対で共同雇用までとした委員は少数（3名。日弁連出身委員及び研究者委員。）にとどまった。

このころ発行された法律新聞2002年12月6日号1頁は、政府は共同雇用を許容する方向で検討しており単独雇用禁止は維持することになっている旨報じた。前後の経過を振り返ると、関係当局幹部等は一旦は共同雇用解禁にとどめる方向でまとまっていたと思われるが、最終盤において、英米の強い動きとこれに呼応した一部国会議員及び省庁の声を受け入れる形で、全面解禁にいたったと思われる。

また、自由民主党の司法制度調査会（会長保岡興治議員、19期司法修習終了、元裁判官）、及び同国際化社会に対応する司法・法務のあり方に関する小委員会（小委員長棚橋泰文議員、43期司法修習終了、弁護士）でも、関係者のヒアリング及び議論が行われた。同小委員会において、当初は雇用解禁慎重論が優勢であり、小委員長の発言もそれに沿ったものであったが、2002年12月に入って規制緩和・雇用全面解禁論の委員の出席が目立つようになり、同月17日結論を親会に委ねるとした。これを受けて、同調査会（親会）は、翌18日、有力な慎重論もあるが解禁積極発言が多いとして会長一任とした。そして、2003年1月、与党（自由民主党、公明党）プロジェクトチームは、一定の行為規制を設け施行までに2年を置くこととして、雇用解禁方針を採ったのである。

なお、今次司法制度改革の過程全体を通じて指摘できることであるが、司法制度改革審議会や検討会、政党会合において議論が進んでいくために、最

高裁判所事務総局関係者も含め法曹三者が、これらの委員や議員のもとに説明ないしロビーイング活動をするのが日常化した。国会議員の朝食会等に参加することも多々あった。また、相当専門的な事柄について、非専門家にわかってもらうためにということで、A 4一枚にまとめるとか、図解する（いわゆるポンチ絵を描く）とかという作業もしばしば行われた。これら活動は、法曹三者が国民へ説明責任を果たすという観点からは必要な面があると思う。しかし、立法や行政のあり方を審査する職にある者が、これらの委員や議員にいわば借りを作る形となるとすれば、憂慮すべきことである。法曹出身の複数の与党国会議員から直接、裁判所も含め法曹が議員にペコペコしに来るのはいかがなものか、との慨嘆を聞いた。

（3）英米の推進論

改正推進論を強く唱えたアクターは、米国政府及び英国政府、在日米国商工会議所（ACCIJ）、外国法事務弁護士協会等であった。つまり、この改正問題は、外圧によって始まったともいえるものであり、政府間外交交渉の課題でもあった。

前記国際化検討会第12回検討会（2002年11月21日）には、NHK テレビカメラの取材が入り、米国司法省担当職員チェストム氏らが傍聴した⁽⁵⁾。

日米間交渉について、例えば、日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブに関する日米両国首脳への第一回報告書（仮訳）（2002年6月25日）」は、「VIII. 法制度とインフラ、A. 法律サービス（外国法事務弁護士）」の項を設け、次のように記載した⁽⁶⁾。

すなわち、「弁護士と外国法事務弁護士（外弁）との提携・協働を推進するため、司法制度改革推進本部は、2003年1月中旬に開会予定の通常国会に特定共同事業の要件緩和等を行うための法案を提出する予定である。日本政府は、外弁その他利害関係者がそのプロセスにおいて意見表明を行う機会を提供している。」「外弁による弁護士の雇用を禁止する規制の見直しについては、日本政府は、「外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、国際的議論もにらみつつ、将来の課題として引き続き検討すべきであ

る。」とする司法制度改革審議会の意見に基づき、その取扱いを慎重に検討する。」これら「検討を進めるにあたり、日本政府は、日本弁護士連合会（日弁連）、外国法事務弁護士協会及び在日米国商工会議所と意見交換を行う。」というのである。

雑誌「アメリカン・ロイヤー」2002年9月号17頁は、国際化検討会で議論がなされているさなかに発行されたものであるが、外国法事務弁護士協会の会長であり、英国系大手弁護士事務所であるフレッシュフィールドズ東京事務所パートナーのチャールズ・スティーブンス氏が、「今回のチャンスを逃すと、また5～6年は待たなければならないだろうし、この三流法律市場（this third-rate legal market）はもう10年間生き延びるだろう。」と述べた旨報じた。ここで、今回のチャンスとは、国際化検討会での検討のことであり、三流法律市場とは日本の法律界のことを指している。同誌は、この記事に、「日は昇る（The Sun Rises）」という題名をつけたうえ、「米英の弁護士事務所と、その顧客及び両国政府は、こぞって外弁法の全面的な規制緩和のために強く働きかけている。もし改正が実現すれば、米英の事務所は日本市場に飛び込み、弁護士を雇い、また、英米事務所に比較して小さいけれどもその割には利益が大きい日本の法律事務所とどんどん合併するであろう。この改正が実現すれば、不況下の日本の産業がより高度な企業金融上及び法律上の技術と資源をともなった助言を渴望しているという、大きなビジネスチャンスの時期に実施されることになるであろう。」と解説した（同記事和訳は筆者）。

（4）日弁連等の慎重論

日弁連執行部の慎重論の骨子は、司法改革審議会意見書が雇用解禁を「将来の課題」としていたこと、WTO サービス貿易自由化交渉を控えており交渉前ないし早期段階で全面譲歩決定をするのは尚早であること、外国法事務弁護士による日本法など権限外業務取扱い（外弁法4条違反）の危険性が高まる等の弊害があること、ユーザーのニーズには外国法共同事業の自由化で十分に応じられることであった。日弁連執行部は、従来の雇用全面反対論を

改め共同雇用許容論を採用し、その方針を2002年8月22日日弁連理事会に提示した。

この日弁連等慎重論が懸念した弊害は、次のようなものである。

第1に、資格法制上の問題である。単独雇用においては、外国法事務弁護士が弁護士に指示することにより実質的に日本法を取扱う危険性がある。これは、外弁法4条違反であり、改正法49条の2違反であるが、被用弁護士からの内部告発等がないと、実効性確保は必ずしも容易ではない。

第2に、依頼者（顧客）から見た問題である。単独雇用においては、経験あるパートナー（外国法事務弁護士）の指導・監督に基づく法的助言を受けられるのは外国法問題に関してのみとなる。日本法問題については、弁護過誤責任を含め監督責任の追及先は、被用者弁護士のみとされ、雇用者である外国法事務弁護士や所属事業体に対する責任追及は困難となるおそれがある。

第3に、被用者日本弁護士からみた問題である。単独雇用においては、被用者弁護士は、日本法案件については、パートナー不在であるから、経験者の指導を受けられないままに育つことになる。

これに対し、共同雇用であれば、第1に、外国法事務弁護士と弁護士の共同事業なので外弁法4条違反がないよう相互監視・相互協力が可能であり、第2に、依頼者からみても、外国法案件及び日本法案件双方について有資格者パートナーが関与したフルサービスがうけられ、第3に被用者弁護士からみても、外国法事務弁護士及び弁護士双方の監督・指導を受けて、両方からオンザジョブトレーニングの形で学ぶことができる。

また、前記自由民主党小委員会等でも慎重論として議論されたこととして、①外国法事務弁護士事務所が、高給を提示すること等により、司法試験合格者や若手弁護士の優秀層を確保していくのではないか。その被用者たちは、日本法及びその実務を十分に学ばないままになっていくのではないか。②外国法事務弁護士主導の事務所では、契約立案過程等において、ともすれば、準拠法を外国法にしたり、管轄裁判所を日本裁判所以外にしたりすることが多くなるのではないか。それは、日本法や日本司法の空洞化を招くことではないか。との懸念がある。

さらに、鈴木仁志『司法占領』（講談社、2002年12月）は、横浜弁護士会会員によりこの外弁法改正論議のさなかに出版された小説であるが、外弁法改正後の2020年を想定して、日本の法律事務所が欧米ローファーム傘下に入り、日本企業同士の契約も英文で起草し、準拠法も米国法主流となっている状態のもとで、若手弁護士が苦悩するというシナリオを提示した。同書の想定では、法科大学院には弁護士の子息ばかりが多額の寄付金を納めて入学し、誰も勉強せず私語ばかりで、教授たちは退学させるわけにもいかず苦勞し、優秀者は外資系事務所に就職し、他方、日本の最大手小野・高島事務所は世界一のP & Cに吸収され日本弁護士パートナーは数名しか残っておらず、第2の東山総合は資金難で米国系ビッグ7の一つKSBに買収され、第3の武田・浦田・泉は最後まで外資との提携を拒んで清算に追い込まれたというのである。

2 英米大手事務所の進出

(1) 国際的提携の進行と内実

外弁法改正と前後して、英米大手弁護士事務所（ローファーム）の日本への進出は、進行している。この進行の指標となりうるものとして、外国法事務弁護士の日弁連名簿への登録数や、改正法のもとの外国法共同事業や外国法事務弁護士による弁護士の雇用についての日弁連に対する届出数があり、本項後半で概観したい。

私見では、弁護士の絶対数との対比でのこれら指標はまだ小さいものの、英米大手事務所の対日進出は着実に進んでおり、特に、企業法務や日本の大手法律事務所が取り扱っている分野への影響や、若手弁護士の執務・就職に与える影響は、多大かつ急速な変化をもたらす質のものと思われる。ただし、この進行の程度を速いと評するか遅いとみるかは、難問であり、日本経済の規模や国際化の程度に比して、進行のスピードは遅いとの見方もありうる。

外弁法改正に伴う象徴的な事象であると弁護士界や経済界で受け止められたと思われる動きとして、英国系大手弁護士事務所であるリンクレーターズ

所属の外国法事務弁護士が、三井安田法律事務所（当時）の一部弁護士と外国法共同事業を始めるというものがあった。外弁法上は、あくまでもリンクレーターズを所属事業体とする外国法事務弁護士と、三井安田法律事務所パートナーの一部メンバーとが外国法共同事業を始めようとしたのであるが（実際、メンバーの相当数が、別事務所を設立したり、別事務所に移ったりした。）、報道は、リンクレーターズが三井安田を吸収するというニュアンスであった。

例えば、日本経済新聞2004年7月12日は1面で「英法律事務所、三井安田を吸収」との見出しのもとに、「英弁護士事務所のリンクレーターズ（ロンドン）が来年四月、金融などの渉外業務で知られる三井安田法律事務所（東京・港）を事実上、吸収する。外国の弁護士事務所が国内大手を取り込むのは初めてで、日本で資格を持つ弁護士の直接雇用を解禁する改正外国弁護士特別措置法の適用第一号となる。国際的ネットワークなどを武器に英米の法律事務所が対日進出を進めており、金融・会計分野のように法務でも外国勢が日本市場を席卷する可能性が出てきた。」と報じた。インターナショナルトリビューン2004年7月13日（日本販売版B3面）も、金融情報通信社であるブルームバーグ配信の経済記事面に、「Japan Merger for U. K. Law Firm（英国ローファームへの日本の合併）」との見出しのもとに、この動きを報じた。法律新聞2004年7月16日号によると、リンクレーターズは、当時所属弁護士数が2000名規模で全世界に500人のパートナーがおり、世界で上位5位に入り、20か国に進出し、2003年多国間の企業合併129件、537億ドル相当で助言業務を行い、他方、三井安田は、1986年開設で、66人の弁護士、2人の外国法事務弁護士、1人の外国弁護士を抱え、スタッフは102名、弁護士数で国内第6位とのことであった。

やや資料が古いが、アメリカン・ロイヤー誌2000年11号79頁「グローバル50ランキング」によれば、リンクレーターズの年間総収入は758億円（1ドル120円で換算。弁護士（外国弁護士を含む）数1360人）であった。これに対し、私見では、日本全体の弁護士の年間売上げ高は、5000-6000億円と推定される。

なお、リンクレーターズを所属事業体とする外国法事務弁護士は、外弁法今次改正以前にもおり、その一人は前記国際化検討会のメンバーであったが、これ以前は特定共同事業の枠組を利用せず、日本弁護士と共同事業関係を設定していなかった。

(2) 外国法事務弁護士の進出状況

以下、日弁連の『弁護士白書2005年版』から、外国法事務弁護士の進出状況を概観したい⁽⁷⁾。

外国法事務弁護士の日弁連名簿登録者数は、1987年外国法事務弁護士制度発足時(28人)から1991年(84人)まで増加傾向、その後横ばい、1998年(93人)以降大きく増加した。

すなわち、1999年117人、2000年147人、2001年177人、2002年190人、2003年206人、2004年231人である(各年12月31日現在)。この外国法事務弁護士(2005年3月31日現在)について、原資格法別国別にみると、米国が144人(うち女性21人)、英国が38人(4人)、中国18人(3人)、豪州8人(2人)、フランス7人(2人)、カナダ5人、ドイツ4人、香港3人(2人)、ブラジル3人(2人)、ニュージーランド1人(1人)、オランダ3人、スイス、スペイン、韓国各1人である。また、国籍別上位3国をみると、米国100人、日本41人、英国31人である。

世界のトップ50(弁護士人数順。アメリカンロイヤー誌2004年11月号による。)のローファームのうち、それらを所属事業体として日本に外国法事務弁護士がいるのは27であり、そのうち14のローファームの外国法事務弁護士が弁護士との外国法共同事業をしている。

ちなみに、同第1位のペイカー・アンド・マッケンジー(本拠米国)の弁護士(外国弁護士を含む。この頃で以下同じ。)数は3053人、本拠地以外の弁護士の割合は83パーセント、事務所所在国数は38、第2位のクリフォード・チャンス(本拠英国)の弁護士数は2684人、本拠地以外の弁護士の割合は62パーセント、事務所所在国数は20、第3位のフレッシュフィールドズ・ブルックハウス・デリンガー(本拠英国)の弁護士数は2225人、本拠地以外の弁護士

の割合は66パーセント、事務所所在国数は19、第4位のリンクレーターズ（本拠英国）の弁護士数は2000人、本拠地以外の弁護士の割合は55パーセント、事務所所在国数は23、第5位のジョーンズ・デイ（本拠米国）の弁護士数は1970人、本拠地以外の弁護士の割合は24パーセント、事務所所在国数は12である。

前記外弁法改正後の外国法共同事業の日弁連への届出数は、同施行2か月後の2005年5月31日現在で、19である。この19の外国法共同事業のもとにいる弁護士数は77人、外国法事務弁護士数は67人、被雇用弁護士数は235人、被雇用外国法事務弁護士数は32人である。

この19の外国法共同事業のなかで、弁護士（パートナー）数が外国法事務弁護士（パートナー）数より多いのは4件、同数は6件、少ないのは6件である。他方、被雇用弁護士（アソシエイト）数が外国法事務弁護士（アソシエイト）数より多いのが18件、両者とも0であるのが1件である。これをみると、外国法共同事業において、パートナー会議で日本弁護士が過半数であるものは少なく、他方、雇用されているのは弁護士が多いといえる。

前記外弁法改正後の外国法事務弁護士にる弁護士雇用の日弁連への届出数は、同施行2か月後の2005年5月31日現在で、4件であり、その被雇用弁護士数は、28、5、3、1の計37人である。

3 国内事務所の大型化

(1) 大手事務所の動向

外弁法改正や米英大手事務所の進出と並行して、日本の大手法律事務所は、多数の新人採用や合併によって、大型化を進めている。

この状況に関し、日弁連の『弁護士白書2005年版』の統計⁽⁸⁾をみると、2005年3月現在、弁護士101人以上で構成される事務所が5つある。

すなわち、①長島・大野・常松法律事務所（195人）、②森・濱田松本法律事務所（187人）、③西村ときわ法律事務所（184人）、④アンダーソン・毛利・友常法律事務所（175人）、⑤あさひ・狛法律事務所（139人）で、いずれも東京にある。弁護士全数21,195人のうち、これら101人以上の事務所にい

る弁護士数の合計は880人となる。地域別にみると、弁護士数51-100人の事務所が東京に3つ、弁護士数31-50人の事務所が東京に4つ、大阪に2つ、弁護士数21-30人の事務所が東京に19、大阪に4つある。また、事務所数は全部で11,313であり、そのうち1人事務所が8,040（約7割）、2人事務所が1,589、3-5人事務所が1,238である。

また、日本経済新聞2005年12月16日夕刊の「4大法律事務所200人越す、企業法務需要拡大、大型化一段と」と題する記事によると、大手事務所の2005年10月末の所属弁護士数とそのうち同年10月に司法修習を終えた弁護士数（同期の弁護士登録者総数は917人）は、次のとおりであり、大手事務所の拡大の速度がうかがえる。ただし、ここでいう弁護士数には、外国法事務弁護士や外国法有資格者を含む。また、括弧内は、昨年10月との比較（▲は減少）である。

①森・濱田松本	227 (30), 17 (▲4)
②長島・大野・常松	217 (20), 22 (1)
③西村ときわ	217 (23), 27 (2)
④アンダーソン・毛利・友常	208 (46), 22 (2)
⑤あさひ・豹	162 (14), 11 (▲1)
⑥TMI 総合	108 (18), 12 (▲3)
⑦東京青山・青木	86 (0), 5 (0)
⑧大江橋	77 (6), 7 (3)
⑨シティユーワ	76 (15), 6 (1)
⑩モリソン・フォースター	70 (10), 1 (0)

つまり、これら10事務所合計で、所属弁護士等数は1,448 (182) であり、そのうち2005年10月に司法修習を終えた新人弁護士数は130 (1) であったわけである。

やや古い資料になるが、日弁連国際課の2003年1月14日の調査をみても、これら大手事務所が顕著に拡大したのは、ここ数年のことであることがわかる。すなわち、大手6事務所の司法修習修了者の新人採用状況を、2000年4月弁護士登録者（52期司法修習修了、この期まで司法修習は2年間であった。）、

2000年10月（53期、この期から司法修習期間が短縮され1年6か月となった。）、2001年10月（54期）、2002年10月（55期）、この4期の計、そして2003年1月現在の弁護士数は、次のとおりである。

①長島・大野・常松	16, 16, 19, 19（計70）, 159
②森・濱田松本	11, 14, 18, 23（計66）, 154
③西村総合	6, 13, 16, 18（計53）, 127
④あさひ・狛	8, 7, 9, 21（計45）, 112
⑤アンダーソン・毛利	7, 11, 18, 17（計53）, 111
⑥三井・安田	7, 12, 10, 10（計39）, 78

つまり、これら6事務所の合計で、2000年4月弁護士登録者が55、2000年10月登録者数が73、2001年10月登録者数が90、2002年10月登録者数108で、これら3年半（4期）の間に登録した新人弁護士数計が326であったのである。そして、これら6事務所の合計で2003年1月現在の弁護士数は、741となった。

これら4期の司法修習生数は、746, 797, 982, 992（計3,517）であったので、各期生中これら大手6事務所に就職したものの割合（パーセント）は、2000年4月7.37％、2000年10月9.16％、2001年10月9.16％、2002年10月10.89％（計9.27％）となる。

（2）若手弁護士の動向

これら大手事務所の新人採用について、例えば、前記日本経済新聞2005年12月16日夕刊は、「大手の新人大量採用の背景には「大手事務所の方が生活が安定する」と考える新人側の事情もある。中堅事務所の中には「大手事務所が司法試験合格後に先行して採用活動を始める影響もあり、弁護士の採用が難しい」との声も聞かれる。」と報じた。

実際、ここ数年、司法試験合格者は、10月の合格発表を受けた直後から、これら大手事務所を事務所訪問し、就職を決めようとする。他方、大手事務所側も採用担当者を定めて、面接や会食を通じて選考を行い、年末までには内定の意思を表明しているようである。司法試験合格者は、従来は実務修習

後半から司法修習後期頃にかけて、法曹三者のいずれに進むかの志望を固め、弁護士になろうとする者もその頃以後に入所する事務所を決めていた。ところが、近年はこの大手事務所の青田刈りの動きにより、若手合格者や有力大学出身者を中心に相当数の司法修習をする前に就職する事務所を内定してしまう事態となっている。このため、弁護士会の申し合わせに従っている一般事務所からは、前記新聞記事のように、採用に支障を来すとの声が出ている。もっとも、大手事務所から内定を受けても、その後裁判官・検察官に任官したり、他事務所に就職したりする者もあり、大手事務所側も採用予定数を上回る合格者に対して内定を出している。なお、この内定を受けるというイメージも、従来の弁護士界ではあまり意識されていなかったことである。

また、これら大手事務所が新人弁護士に提示する初任給は、1年1000万円を超える例も多いと思われ、一般事務所が提示する平均的な初任給額の2倍近くになっていると思われる。新人弁護士に提示される初任給について、従来は1年500万円ないし600万円が通例で格差が殆どなかったのに対し、ここ数年400万円ないし1000万円超と格差が拡大している。この格差は、一般社会からみれば驚くにあたらず、また、米国等での状況に近似してきたものであるが、若手を中心に日本の弁護士の意識やありようを変化させる要素となると思う。また、これら大手事務所は、ここ数年大型高層ビルに事務所を移転等し、司法試験合格者に対し生活が安定するというイメージを与えていると思われる。

もっとも、伝統的な被用者弁護士（イソ弁）は、事務所（ボス弁）の事件を取り扱って給与ないし分配金を受け取るほかに、国選弁護やサラ金クレジット事件を含め、自らのルートで受任した事件の弁護士報酬を自らの収入とすることが許されていることが多く、初任給だけで単純な比較はできない。これに対し、大手事務所は、事務所事件以外の受任を制限する競業避止的な義務を課している場合が多いと思われる。また、給与を執務（労働）時間あたりでみると、さらに単純な比較は難しい。

前記のように大手事務所が1年に多数の新人弁護士を採用することは、新

人弁護士が事務所に入所した後の同期入所者間の競争意識を高めており、このことが、新人弁護士の長時間労働に拍車をかけているのではないかと、思われる。一部の新人弁護士からは、終電はあたりまえ、午前2時とかに業務指示がでたり、徹夜で仕事をしたりすることも良くあるとの声が聞かれる。

本項では、司法試験合格者の大手事務所指向について、もっぱら給与や安定性イメージの面を強調したが、もちろん、取扱い可能案件や、多人数のなかでの教育研修効果への期待も大きな要素である。

また、2005年10月司法試験合格者の相当数は、英米系事務所へ事務所訪問し、その就職内定を受けている。これらの者も、英語が勉強したい、あるいは留学ないし外国勤務をしたいとの希望から、これら事務所への就職希望をもった者が多いことを付記したい。

4 経済・社会的ニーズ

(1) 企業社会固有のニーズ（ファイナンス等）

以上に概観した外弁法改正や英米ローファームの対日進出、日本法律事務所の大型化の背景には、企業法務分野の需要拡大、つまり企業社会なり企業金融（ファイナンス）等市場におけるニーズがある。経済的に成り立つからこそ、これらの変化が進行しているのである。

例えば、1990年代後半以降、いわゆる不良債権処理の過程で、いわゆるバルクセールと称し、外資系金融機関等が日本の不良債権をまとめて買い取る取引がさかんに行われた。また、J-REIT（日本型不動産投資信託）など諸分野で証券化が進んだ。さらに、M & A や企業再編も増加している。

これらに対応して、一つには、従来日本の弁護士が扱ってこなかった新規（高度）法律技術なり、英米が先進的に開発してきた法律技術なりに対する需要が増加した。たとえば、M & A について、米国では1980年代後半から弁護士への需要が増加したが、その波が1990年代後半以降日本にも本格的にやってきたといえる。

もう一つは、不良債権処理、証券化、M & A、企業再編などに伴い、対象債権や企業の法律関係等の実態を精査するいわゆるデューデリジェンス

(デューデリ)の業務が増加したところ、同業務は短期間に大量のマンパワーを要するため、大規模法律事務所へのニーズが高まった。

また、会社法改正等も、様々な側面を持つが、弁護士や外国法事務弁護士に対する需要を喚起するものといえることができる。

法律事務所大型化について、前述の三井安田事務所からリンクレーターズ法律事務所に移った和仁亮裕弁護士は、「法律事務所では大型化の進展が顕在化しています。ワンストップサービスを期待する顧客に対して広範な期待に応え、かつ、M & A 等において求められる膨大なディーデリジェンスを処理するためには、いかに精鋭であっても少数部隊では対応できないのが実態です。それらの作業をアウトソーシングしている事務所も見られるようですが、問題が生じた際の責任の所在など解決の困難な問題を抱えます。その解決策が大型化なのでしょう。」と観察している⁽⁹⁾。

また、日経金融新聞2004年12月27日3面は、米系大手事務所であるモリソン・フォースターの弁護士の言として、「資産の証券化や企業部門の分社化・統合、不良債権処理の新しい手法など企業の経営手法や財務戦略が多様化し、「企業法務に強みを持つ弁護士の需要は大きい」(シーゲル弁護士)とみている。」と報じた。また、同記事は、「国際間の通常国会で国際間の株式交換が可能になる。対外からの対日投資増も外国弁護士事務所には追い風。」と指摘した。

さらに、前記日本経済新聞2005年12月16日夕刊は、「M & A (企業の合併・買収)や知的財産関連など企業法務の需要拡大を背景に新人弁護士の採用を増やしたり事務所同士が合併」したりしてきたと指摘した。

(2) 市民社会との関係でのニーズ (ガバナンス等)

企業社会の弁護士に対する需要が増加した背景について、国際化への対応やファイナンス上の新規法的技術等、企業社会固有のニーズの増大というべき側面だけでなく、市民社会との関係でのニーズが増大してきたという側面を見逃してはならないと考える。

つまり、企業が消費者や市民社会に受け容れられるために、あるいは、消

費者や市民社会からの動きに対処するために、ガバナンスやコンプライアンスを確保しようとしているという側面である。

例えば、最近、企業の社会的責任（CSR）という言葉が日本の経済誌等にもたびたび登場するようになってきたが、これは、欧米の市民社会からの要求に突き上げられた国際機関の動きや（国連事務総長のグローバルコンパクト（1999）、国連人権小委員会の規範採択（2003）、ISOのCSR国際規格策定作業開始決定（2004）等）、環境ファンドや社会的責任投資（SRI）等の動向に対応したもので、その意味で、欧米市民社会の意識や行動の成果物といえる。日本では、1970年代にも企業の社会的責任との言葉がクローズアップされたが、今回の動きは、単に国際的であるだけでなく国際人権法規範や国際的ファンド方針に裏打ちされているのである。

最近の日本の立法を見るに、公益通報者保護や個人情報保護はもちろん、会社法の内部統制構築責任規定なども、この側面を反映している。この文脈では、市民・消費者による権利確立や被害救済を求める動きが、企業法務への需要を拡大しているのである。

この側面に関しては、司法制度改革審議会意見書の「法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすことへの期待は飛躍的に増大するであろう。」との指摘が想起される。

II 日本弁護士の変容の危険性と対抗軸

1 変容の危険性

(1) 法務の英米一元化

英米大手事務所の対日進出や国内事務所の大型化は、法務の英米一元化と

いう危険性をはらんでいると考える。

ここで法務の英米一元化とは、一つには、これら事務所が提供する法務の内容自体、つまり契約書や法理が英米一元化する傾向をはらむという意味である。最も端的には、前記外弁法改正慎重論が指摘したとおり、英米系事務所や外国法共同事業において、準拠法や裁判管轄として、英米のものが選択されがちであるという形である。しかし、それ以外の内容でも国内大手事務所においても、M & Aや証券化の各局面をはじめとして、新規（高度）法技術については、英米で開発された法理や契約書式を輸入して具体的事案に当てはめるという手法をとることが多い。コンピュータソフトウェアに付してある製造物責任や免責に関する約款なども、日本の製品のものであっても、いかにも翻訳調のものが多い。この傾向を加速する要素として、企業ビジネス自体が国際化し英米基準のものが多いことや、日本の裁判例が少ないために契約書起草にあたっては豊富な先例の集積である英米の法理や判例法をもとに考えざるをえないことが挙げられると思う。

法務英米一元化のもう一つの側面は、法律事務所の運営様式や弁護士のライフスタイルやメンタリティを含め弁護士という職能が、英米一元的になっていくのではないか、という意味である。

(2) 弁護士職のビジネス化

法務の英米一元化と関連するが、英米大手事務所の対日進出や国内事務所の大型化は、弁護士職をビジネス化するという危険性もあると考える。この傾向は、弁護士数増員政策により、加速される。

また、事務所の大規模化に伴って、所属する弁護士の意識の従業員化、ないし独立性意識の低下の危険性がある。もっとも、大型化といっても法律事務所の規模は一般大企業の水準からみると小さく、また、弁護士はいざとなれば一人でも食っていけるとの意識は当面残るであろうとの留保付きである。

英米大手事務所や国内大手事務所に関係している弁護士数は、弁護士全体の数からみれば、まだ1割に満たない。前述したように、外国法共同事業をしている弁護士は77人で、外国法共同事業における被用者弁護士は235人、

外国法弁護士により雇用されている弁護士は37人である。また、国内101人以上で構成される事務所にいる弁護士は880人である。これに比して、弁護士総数は21,195人である。

しかし、この1割は、従来日本になかった環境のもとで稼働している弁護士とも言え、また、今後加速度的に増加していくものと考えられ、今後の弁護士界や弁護士という職能に与える影響は顕著であると考ええる。

私見では、従来人権派とか社会派とか自称他称されてきた弁護士層も、おそらく弁護士総数の1割ないし2割前後であったのではないかと思われ、極論すると、弁護士界をある意味で代表ないし象徴するとされてきた存在が、従来は人権派ないし社会派弁護士であったのに対し、将来は外国法共同事業や国内大手事務所に所属する弁護士に換わるとのシナリオもあるのではないか、と思うのである。

2 多元性の要否とその軸

(1) 多元性の必要性

私見では、法や弁護士職において、多元性は重要な役割を果たすと考えられる。

これは、社会はいかなる種類のものでも多元的な構成員で構成され、その意味で多元性をはらんでおり、法の適用は多元的な社会という文脈でなされることがあることや、社会や経済は変動するものであるから、その変化に対応するには価値観を多元的にしたうえで、諸価値観についての情報流通を確保し、そのいわば自由市場のなかで変化にみあった新しい法秩序が選択ないし形成されていく必要があると考えるからである。つまり、取引やビジネスに関する法分野でも、ビジネス環境の変化への対応や、より良い普遍性を求めるためには、法の側でも多元性が必要であると思うのである。

同様に、弁護士という職能にとっても、一方で法の多元性に対応し、他方で多元的な顧客のニーズに対応するために、やはり多元性が重要であると考えるのである。

もっとも、取引社会なりビジネスローについて、国際的取引や国際市場を

円滑化するためには、法の一元化なり普遍性に対するニーズは大きく、また、そのような動きが活発である。また、人権の分野でも、多元性強調論はしばしば人権抑圧の隠れ蓑として利用されており、人権概念や国際人権法の普遍性を強調することは重要である。したがって、どのような文脈でこの多元性と一元性ないし普遍性の拮抗を考えるかが問題である。

(2) 多元性の軸

私見では、法や弁護士職、法律事務所の多元性を考える場合は、日本か英米かという主権国別・法体系別の次元だけではなく、いわばセクター別の多元性を考える必要がある。

すなわち、前述した外弁法改正の経過を見ると、米英政府の要請に日本政府が対応した形であり、しかも、その対応過程に不透明感が残る。また、米国の一部裁判例や大手事務所のビジネスライクな在り様を見ると、感覚的にも国内事務所を応援したくなる。理論的にも、法体系は主権国別になっているのが現実であるとともに、日本の弁護士は日本の法曹養成課程から生まれ日本社会という文脈のなかでの法適用で実務経験を蓄積してきたのであり、日本社会の多元性にみあった資質を備えている可能性が高い。

しかし、例えば、米法は、連邦法50州以上の法域という多元的体系であり、判例先例の数も極めて多く、しかも多様であり、多元的な価値観や人種等により構成される社会に適用され生成されている。

また、和仁亮裕弁護士は、前記論稿において、同弁護士がパートナーであるリンクレーターズ法律事務所での「夢」として、「日本人弁護士が普通に国際社会で活躍できるような社会を実現することです。そのために、当事務所の海外事務所において“研修生”ではなく、アソシエイトやパートナーとして働く日本人弁護士を育てたいと思っています。そして、彼らには、日本人という魂を持って国際社会で活躍して欲しいと思っています。」と述べる。ここでいう「日本人という魂」が何を意味するかは必ずしも明確ではなく、夢にとどまる旨の記述ではあり、また、同事務所の顧客の中心はビジネス関係者、とりわけ多国籍企業ではないかと思われるが、だからといって、多元

的価値観に触れられないわけではないし、むしろ有利な条件ともなう。

したがって、多元性について、主権国別の次元、あるいは外国法共同事業か国内事務所かという軸だけではなく、いわばセクター別の多元性、社会の多元性に対応した法や弁護士職の多元性に注目する必要があると考えるのである。

例えば、外国法共同事業や外国法事務弁護士のもとで被用者弁護士となる道を選択した若手弁護士は、少なくとも、前記外弁法改正慎重論や鈴木仁志著が危惧した危険性があることを十分自覚する必要がある。そして、外国法やビジネスローにも反映されている市民・消費者の願いやその活動の成果に鋭敏になり、英米法だけでなく多元的な国際社会や日本社会における法と弁護士職の役割に思いをいたすことが期待される。取引やビジネスについても、全世界的に見れば、非英米的な秩序のもとで行われているものは質量ともに多々あるのである。その意味で、事務所に閉じこもるのではなく、国選弁護やサラ金クレジット相談を含め、諸階層の顧客との関与を怠らず、また、弁護士会活動等を通じ多様な弁護士との交流に努めることは考える契機を得る貴重な機会となる。このことは、ビジネスロー中心で、また事務所内長時間労働に拘束されがちな国内大手事務所の若手弁護士にも、当てはまる。

他方、人権派ないし社会派を目指す弁護士は、企業行動や法実務がますます高度化・国際化あるいは英米化しているなかで、新鮮かつ柔軟な目で、新しい課題あるいはニーズを見だし、かつ、それを解決する法的技術を体得する必要がある。大手事務所における弁護士の変容の危険性より、この人権派が担うべき課題が果たされない危険性のほうが、むしろ深刻ではないかと危惧する。

この文脈では、いずれにとっても、末弘巖太郎のいう「伝統的にして従って固定的傾向をもつ在来の秩序と日に日に生成して已まない新しい社会形成力との接触面に不連続線的渦流の形で発生し動きつつあるもの」⁽¹⁰⁾を見いだす姿勢と力量が求められるといえる。

さらに付記するに、日本が法科大学院制度を採用したことは、法曹養成に

ついて大陸法的方法から米国的方法へ転換したものであり、法務の米国化の一環ともいえる。ここでも、日本法及び日本法曹の多元的な経験を生かしつつ、米国風の良い面を学ぶことが課題となる。ソクラテスメソッドやケースメソッドを典型とする考える力や法適用の力を養成する面、リーガルクリニックを典型とする顧客や社会のニーズを捉える力を養成する面等である。

Ⅲ 法・司法分野の国際協力における日本の役割

1 日本の法整備支援⁽¹¹⁾の特徴

(1) 法の継受の経験の継受

法務の英米一元化と多元性との拮抗という構図は、世界的規模ないし国際社会においても進行している。したがって、この構図は、日本の法律家が今後国際協力活動において果たすべき役割ないし比較優位を考える際にも、有益な視点を提供していると考ええる。

日本は、法の継受について、明暗両面で豊富な経験を蓄積してきた。この経験と教訓を、反面教師的な面も含め、第三世界の法律家に継受することは、日本の法律家の責務というべきである⁽¹²⁾。

ここでいう明暗両面とは、まずは、日本社会との関係で外国法の継受や接合が円滑であった面とそうでなかった面という意味である。とりわけ、複数の法系を、しかも多重的に継受してきた経験は、極めて貴重である。

と同時に、日本の経済・社会的変化において、経済発展の基盤（インフラ）としての法及び司法制度が役割を果たしたという面と、経済発展の影での国民生活上の矛盾や貧困への対処として、いわばセーフティネットとして法や司法制度が役割を果たしたという面とがある。この両面は、国際経済の波をもろに受け、経済基盤整備と社会問題への対処の両方を課題としている現在の途上国や移行経済国にとって、反面教師的な面も含め、教訓の宝庫であると考ええる。日本の法整備支援は、現在はアジア地域が主な対象であり、たしかに途上国側と日本側の間に社会のアジア的共通性が存在するが、この

経済発展の明暗を支えたという日本の経験は、アジアの途上国に限らず、アフリカ等他の地域の途上国にも示唆に富むと思われる。

また、ここでいう法の継受についての日本の経験は、明治期や第二次世界大戦後の戦後改革におけるそれにとどまらない。前述の法務の英米一元化と多元性の拮抗という構図や外国法的秩序の既存秩序への導入という構図は、日本においても現在進行形である。このことから、日本の法律家と途上国の法律家とが共同作業をすることは、途上国への一方的な支援というだけではなく、それぞれの社会の変化と法との関係を調整していくという過程で、互いにとって新たな発見をもたらすものであることになる。

1990年代半ば以降、日本の法曹及び法律学研究者の法整備支援活動など国際協力への参画が進んできた。これら活動を通じて試みられてきた法の継受の経験の継受には、様々な内容及び手法のものがあると思われるが、例えば、カンボジアでの民法・民事訴訟法起草への国際協力における現地法律家と日本の研究者や現地常駐専門家によるワークショップや「用語確定会議」⁽¹³⁾は、大いに注目されるべき手法と考える。

この用語確定会議は、日本の研究者が中心となって起草した法条をどうクメール語にするか、その用語を確定するというものであるが、一つには、現地専門家が条文案とその趣旨の理解を深める研修・教育過程ともなっており、もう一つには、訳語を議論する形で、案文と現地社会の実情とを接合・調整する過程ともなっている。これは、例えば支援側が支援側本国で短期間に起草したうえでそれを現地にただ手交するという手法とは対照的であり、一面で時間と手間がかかるように見えるが、法文作成と担い手養成を同時に実現し、かつ、法案を現地の実情に応じたものにする可能性をもつ優れた手法である。

(2) 良心的契機との連携・支援

また、法及び司法分野の国際協力（法整備支援活動を含む）においては、途上国側の良心的契機との連携・支援が重要である。

私見では、ここで良心的契機とは、一部の階層とか職能という意味だけで

はなく、あらゆるアクターが持つ良心的な側面を意味する。

前述した末弘巖太郎のいう「伝統的にして従って固定的傾向をもつ在来の秩序と日に日に生成して已まない新しい社会形成力との接触面に不連続線的渦流の形で発生し動きつつあるもの」について考えるに、不連続線の渦流は、まずは当該社会のなかに見いだされるべきであるが、同時に、当該社会における一人の個人の中にも存在しうると把握するのである。

こう考えると、例えば人権問題を抱えた政府をもつ国に対する協力の是非を考えるときに、政府関係機関への協力をせず市民社会・NGOにのみ支援をするという手法だけでなく、政府関係機関に対しても、その良心的契機を支援するという手法も、成り立ちうることになる。この意味で、日本の国際協力は大きな可能性を持っていると考える。

2 政府間協力と弁護士間、市民間協力

さらに、前記多元性の軸についての検討に沿って考えると、政府間の協力とともに、弁護士間あるいは市民間の協力を進めることが、可能であり重要である。

この文脈では、例えば、日弁連がカンボジア王国弁護士会とともに、同国弁護士養成校⁽¹⁴⁾を運営し、リーガルクリニック⁽¹⁵⁾も実施してきた経験は、多々教訓を含むものと考ええる。

法整備支援においても、米国の先進例に学ぶべきことは多い。例えば、米国法曹協会（ABA）の中東欧支援活動やリーガルクリニックや環境法プログラムなどのノウハウ、若手弁護士の海外派遣などである。しかし、それでもなお、例えば前記カンボジアでのリーガルクリニック支援においては、日弁連は米国法曹協会と共同しているところ、本国でのクリニック経験はもちろん米国が圧倒的に豊富ではあるが、協力の手法等において日本が優れている面も多々あるように感じてきた。

したがって、日本の法律家は、協力先進国の経験を学びつつ、かつ、現地の事情や感情を理解し、多元的な視点をもった協力活動を行うことができ、またそうすべきである。

あわせて、先に述べた日本の法の継受の経験の特徴、とりわけ、経済成長の影に処してきた経験が貴重であることを考えると、弁護士・弁護士会による人権分野、環境分野等での国際的協力は、極めて重要であり可能性を有していると考えられる。いくつかの先例があるが、これからの大きな課題である。

以 上

- (1) 本稿は、日本弁護士連合会の諸会合、及び、司法制度改革推進本部国際化検討会（柏木昇座長）、自由民主党司法制度調査会（とりわけ、国際化社会に対応する司法・法務のあり方に関する小委員会（棚橋泰文小委員長））等における関係者の議論に多くを拠っており、また、早稲田大学比較法研究所プロジェクト連続講演会における浦川道太郎、戒能通厚、棚澤能生、須網隆夫、浜辺陽一郎各教授らのコメントから大きな示唆を受けたものである。あわせて、全般的に示唆をうけた文献として、柏木昇『アメリカの弁護士 その素顔とつき合い方』（有斐閣、1988）、宮川光治他編『変革の中の弁護士 その理念の実践（上）』（有斐閣、1992）、久保利英明『違法の経営違法の経営』（東洋経済新報社、1998）、須網隆夫『グローバル社会の弁護士』（現代人文社、2002）等。また、筆者は、2000年1月から2003年3月まで日本弁護士連合会国際室室長であったが、本稿における見解は私見である。
- (2) 改正外弁法についての法務省担当者の解説として、大場亮太郎・横井朗「改正外国弁護士法の概要（上）」NBL773号8頁（2003）、同「改正外国弁護士法の概要（中）」NBL774号49頁（2003）、同「改正外国弁護士法の概要（下）」NBL775号57頁（2003）。同論文に対する日弁連関係者の意見や、改正外弁法のもとでの外国法事務弁護士と弁護士の提携・協働と、外国法事務弁護士が権限外法律事務を取り扱わないようにするための方策について、上柳敏郎・片山達・外山太士「外弁法改正—新たな提携関係へ向けての課題—」自由と正義55年3号97頁（2004）。なお、日弁連は、改正外弁法に関係する日弁連規程を改正整備した。
- (3) 司法制度改革審議会報告書（2001年6月12日）は、「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。具体的には、日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業（現行制度下では、日本弁護士と外国法事務弁護士が、法令の定める一定の要件の下で、渉外的要素を有する法律事務を行うことを目的とする共同の事業とされている。）の要件緩和等を行うべきである。外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、国際的議論

- もにらみつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。」と指摘した。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html#mokuji>)
- (4) 各回の審議概要及び議事録、配布資料は、司法制度推進本部ホームページ。各回の議論を検討したものとして、須網隆夫『「国際化検討会」のチェック』カウサ2-5号、7号(2002~2003)の連載。改正経過について、上柳敏郎「国際化検討会—外弁法改定の経過と法曹の国際化の課題」自由と正義54巻8号(2003)。
- (5) 佐伯照道「二〇〇二年度副会長からの『ひと言』」自由と正義54巻6号76頁(2003)。
- (6) 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/kanwa/hokoku_1_2_8.html)
- (7) 日本弁護士連合会『弁護士白書2005年版』(日弁連, 2005) 85-90頁。
- (8) 同上91-93頁。
- (9) 和仁亮裕「激動期の法律事務所と弁護士」NBL805号1頁(2005)
- (10) 福島正夫著作集第6巻(頤草書房, 1995) 375頁より引用。
- (11) 法整備支援との用語について、鮎京正訓「ベトナムなどアジア体制移行国に対する法整備支援と法学研究の課題」浦田賢治先生古希記念論文集(日本評論社, 2005) 499頁等。
- (12) 法整備支援における日本の有利な条件等について、三ヶ月章「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」同『司法評論Ⅲ 法整備協力支援』(有斐閣, 2005) 12頁等。
- (13) 用語確定会議等について、森島昭夫「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば54巻10号(2001) 16頁等。現地常駐弁護士の活動について、安田佳子「カンボジア法制度整備支援報告」自由と正義55巻9号20頁(2004)。
- (14) 開校時の報告として、ブン・ホン「カンボディア王国弁護士養成校設立のご報告」自由と正義54巻2号(2003) 74頁。3年間の活動の報告として、日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム『カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA 開発パートナー事業最終報告書』(2006)。
- (15) 日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト「報告書—カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために」ICDNEWS 5号31頁(法務省法務総合研究所国際協力部, 2002)。

(付記) 自由と正義57巻5号(2006)は、「大規模法律事務所の現状と特集」と題する特集を組み、5大法律事務所の概要(本稿後のこれら事務所の規模等を含む)やこれら事務所所属弁護士による座談会(「外資系法律事務所について」のコメントを含む)を掲載した。